

商品概要説明書

ぎふしん外貨普通預金

お申込みの際は、「契約締結前交付書面」の内容を十分にお読みください。

ぎふしん外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金で、為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

* 円を外貨にする際（お預け入れ時）および外貨を円にする際（お引き出し時）は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（お預け入れ時）、TTBレート（お引き出し時）をそれぞれ適用します。TTSレート・TTBレートに含まれる手数料はそれぞれ、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円です。

したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

〔金融商品取引契約の概要〕

商品の名称	ぎふしん外貨普通預金
商品概要	外国通貨建ての、期間の定めのない預金です
預金保険	預金保険の対象外です
お申込みできる方	法人および個人のお客さま
預入期間	期間の定めはありません
お預け入れ方法 1. お預け入れ方法 2. お取扱通貨 3. お預け入れ金額 4. お預け入れ単位	お取引店舗にてお預け入れできます 米ドル・ユーロ・オーストラリアドル（以下、豪ドルと言います） 1通貨単位以上（例えば、米ドルの場合は1ドル）からお預け入れできます 1補助通貨単位（例えば、米ドルの場合は1セント単位）でお預け入れできます
お引き出し方法	お取引店舗にてお引き出しできます
お利息について 1. 適用利率 2. お支払い方法 3. 計算方法	変動金利。マーケット環境等により見直しをすることがあります 毎日の店頭表示の利率を適用します。適用利率は店頭にてお問い合わせください 毎年2月と8月の当金庫所定の日にお支払いいたします 毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位（例えば、米ドルの場合は1ドル）とした1年を365日とする日割計算をもとに、お利息を計算します
税金について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税（国税15%、地方税5%）として課税されます ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ・ お利息はマル優の対象外です ・ 為替差益への課税は、 （法人のお客さま）総合課税 （個人のお客さま）為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です 為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません ・ くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください

<p>手数料および適用相場</p>	<p>■・円預金（振替特約口座）からのお預け入れの際（円を外貨にする場合）は、TTSレートを適用します</p> <p>・円預金（振替特約口座）への払い戻しの際（外貨を円にする場合）は、TTBレートを適用します</p> <p>* TTSレート、TTBレートには1通貨あたり以下の為替手数料が含まれています</p> <table border="1" data-bbox="461 367 1227 566"> <thead> <tr> <th></th> <th>①TTS</th> <th>②TTB</th> <th>往復（①+②）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル</td> <td>1円</td> <td>1円</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ</td> <td>1円50銭</td> <td>1円50銭</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>2円</td> <td>2円</td> <td>4円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■到着した、ご預金と同通貨建ての外貨送金でのお預け入れの場合、</p> <p>①被仕向送金手数料1,500円がかかります</p> <p>②お預け入れ金額の外貨額の1/20%（最低1,500円）がかかります</p> <p>■ご預金と同通貨建ての外国送金にご使用の場合、</p> <p>①国内の銀行向けのご送金の場合 送金手数料4,500円がかかります</p> <p>②海外の銀行向けのご送金の場合、下記の合計（イ+ロ）がかかります</p> <p>イ. 当金庫所定の送金手数料（送金方法により異なりますので、詳しくはお取引店舗までお問い合わせください。）</p> <p>ロ. 取引手数料としてご送金金額の1/20%（最低1,500円）</p> <p>・上記手数料には消費税がかかりません</p> <p>・ご預金の通貨と異なる外貨とのお取引にかかる手数料は、上記のものとは異なります</p>		①TTS	②TTB	往復（①+②）	米ドル	1円	1円	2円	ユーロ	1円50銭	1円50銭	3円	豪ドル	2円	2円	4円
	①TTS	②TTB	往復（①+②）														
米ドル	1円	1円	2円														
ユーロ	1円50銭	1円50銭	3円														
豪ドル	2円	2円	4円														
<p>付加できる特約事項</p>	<p>ございません</p>																
<p>投資者保護団体</p>	<p>当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体はございません</p>																
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所（9時～17時、058-265-1151）で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>																

〔金融商品取引業者の商号・住所〕

岐阜信用金庫 岐阜県岐阜市神田町6丁目11番地

〔金融商品取引業者の登録番号〕

東海財務局長（登金）第35号

令和5年4月1日現在